

平成 3 0 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

平成 3 1 年 1 月 3 0 日

北見地区消防組合監査委員

平成 3 0 年 度 定 期 監 査 結 果

1 監査の期間

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日（火）から平成 3 1 年 1 月 2 8 日（月）まで
（現地監査は、平成 3 1 年 1 月 1 5 日（火）に実施）

2 監査の主眼及び方法

平成 3 0 年 4 月から同年 1 0 月までに執行された財務に関する事務事業が
予算及び関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼と
した。

収入では調定・収納事務等、支出では予算の執行状況全般のほか、現金取
扱事務（資金前渡金の精算処理を含む。）、契約に係る一連の事務などについ
て、抽出により諸帳票等の書面審査を行うとともに、関係職員から説明を聴
取した。

また、救急業務体制等について、端野支署、常呂支署及び消防本部・消防
署を対象に現地監査を実施した。

3 監査の結果

財務に関する事務について、関係書類の照合及び職員からの説明聴取並び
に現地での実査による監査を行った結果、予算及び関係法令等に基づき、概
ね適正に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に誤りや記載
内容が不備なものなど、次のような是正又は改善を要する事項がみられた。

○時間外勤務命令について

消防職員の勤務時間は、特別な形態により勤務することとされているが、
それに伴う勤務時間の割り振りについて、一部、十分な理解や確認がされな
いまま事務処理が行われていた。条例・規則等を十分理解し所属長の責任に

において勤務実態及び業務内容をしっかり把握し、適正な事務処理を徹底されたい。

○契約事務について

契約約款や関係書類の精査不足が見られることから、条例・規則等を再度確認し、適正な事務処理に努められたい。

消防業務は、住民のかけがえのない生命や財産を守り、安全で安心して暮らすことができるまちづくりのために重要な責務を担っている。

昨年９月６日に発生した北海道胆振東部地震では、当組合からも多数の職員が、北海道広域消防相互応援協定に基づき、後方支援隊として派遣されたが、ここで蓄積された多くの経験、知識、技術を、地域における日々の活動に活かすとともに、防災力の強化を図られたい。

今回の監査では、時間外勤務命令及び契約事務において、条例・規則等の理解不足が一部みられたことから、職員それぞれが関係法令等を再確認し、適正な事務処理となるよう改善を実施されたい。地方財政が厳しいなかではあるが、今後とも適正かつ効率的な予算の執行を通じ、消防力の維持向上に努められたい。